

定 款

成友興業株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、成友興業株式会社と称し、英文では S E I Y U K O G Y O C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事請負業
2. 産業廃棄物の処理に関する業務
3. 一般貨物自動車運送業
4. 建築工事用、道路工事用資材の生産及び販売業
5. 土石採掘業及び土石の販売業
6. 建築工事業
7. 造園工事業
8. 解体工事業
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都あきる野市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,048,800株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社の株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 12 条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あ

らかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供制度)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

(書面交付請求の制限)

第16条 当会社は、前条により電子提供措置をとった事項のうち、法務省令で定めるものについて、会社法第325条の5第1項の書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長又は取締役会において定められた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当会社は取締役の全員が取締役の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締

役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

- 第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会監査等基準及び監査等委員会規程)

- 第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるものの他、監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準及び監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過して

も受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成19年 2月21日 改正
平成19年 9月 7日 改正
平成22年12月13日 改正
平成28年 7月25日 改正
平成28年12月19日 改正
平成29年 2月28日 改正
平成30年 1月 1日 改正
平成30年12月20日 改正
令和 1年12月27日 改正
令和 2年 6月22日 改正
令和 2年12月24日 改正
令和 3年12月24日 改正
令和 5年12月22日 改正
令和 6年 7月 1日 改正